

#### IV その他の支援

独自

#### 4 保育園（所）・認定こども園の登園自粛要請に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 保育園（所）・認定こども園の登園自粛等に係る保育料の日割り還付

|             |   |
|-------------|---|
| 支援内容        | <p>次の場合、保育料を日割り計算で還付する。</p> <p>①児童本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合</p> <p>②児童本人が感染者の濃厚接触者となった場合</p> <p>③児童・職員等の新型コロナウイルス感染症への感染が発覚し、一部または全部を休園した場合</p> <p>④市からの要請により保育園等を登園自粛した場合</p>                           |
| 対象者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童本人が新型コロナウイルス感染により保育園等を欠席した保育料納付者</li> <li>・ 児童本人が濃厚接触者となり保育園等を欠席した保育料納付者</li> <li>・ 児童・職員等の新型コロナウイルス感染により休園となった保育料納付者</li> <li>・ 登園自粛に応じた保育料納付者</li> </ul> |
| 申請手続に必要なもの  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料を口座振替納付している方は、手続きは不要。</li> <li>・ 保育料を納付書で納付している方は、市が送付する振込先調査票を返送。</li> </ul>   |
| 受付場所及び受付時間  | <p>受付場所：津山市こども保健部こども保育課<br/>津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター）</p> <p>受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）</p>  |
| 問い合わせ先（申請先） | <p>津山市こども保健部こども保育課<br/>（電話）0868-32-7028</p>   |
| 備考          |   |